

旧						新					
1 目的 (略)						1 目的 (略)					
2 平常時のモニタリング (略)						2 平常時のモニタリング (略)					
(1) 空間放射線量率【環境管理課】 (略)						(1) 空間放射線量率【環境管理課】 (略)					
平成 30 年 3 月現在						令和 3 年 4 月現在					
測定場所	敦賀原発からの距離	測定高	測定可能範囲	システム	測定頻度	測定場所	敦賀原発からの距離	測定高	測定可能範囲	システム	測定頻度
揖斐川坂内測定局 (揖斐川町坂内川上 873)	34 km (UPZ)	3 m	~100mSv/h	岐阜県放射線監視ネットワークシステム	24 時間 連続測定	揖斐川坂内測定局 (揖斐川町坂内川上 873)	34 km (UPZ)	3 m	~100mSv/h	岐阜県放射線監視ネットワークシステム	24 時間 連続測定
揖斐総合庁舎 (揖斐川町上南方 1-1)	58 km (原子力災害対策強化地域)	1 m	~10μSv/h	岐阜県環境放射線モニタリングシステム		揖斐総合庁舎 (揖斐川町上南方 1-1)	58 km (原子力災害対策強化地域)	1 m	~10μSv/h	岐阜県環境放射線モニタリングシステム	
関ヶ原町役場 (関ヶ原町大字関ヶ原 894-58)	59 km (原子力災害対策強化地域)	1 m				関ヶ原町役場 (関ヶ原町大字関ヶ原 894-58)	59 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
西濃総合庁舎 (大垣市江崎町 422-3)	70 km (原子力災害対策強化地域)	1 m				西濃総合庁舎 (大垣市江崎町 422-3)	70 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
防災交流センター (岐阜市下奈良 3-11-6)	76 km (原子力災害対策強化地域)	1 m				防災交流センター (岐阜市下奈良 3-11-6)	76 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
中濃総合庁舎 (美濃市生櫛 1612-2)	84 km	1 m				中濃総合庁舎 (美濃市生櫛 1612-2)	84 km	1 m			
保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 2 m				保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 2 m			
郡上総合庁舎 (郡上市八幡町初音 1727-2)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 m				郡上総合庁舎 (郡上市八幡町初音 1727-2)	85 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
東濃西部総合庁舎 (多治見市上野町 5-68-1)	111 km (原子力災害対策強化地域)	1 m				東濃西部総合庁舎 (多治見市上野町 5-68-1)	111 km (原子力災害対策強化地域)	1 m			
下呂総合庁舎 (下呂市萩原町羽根 2605-1)	111 km	1 m				下呂総合庁舎 (下呂市萩原町羽根 2605-1)	111 km	1 m			
飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町 7-468)	119 km	1 m				飛騨総合庁舎 (高山市上岡本町 7-468)	119 km	1 m			
恵那総合庁舎 (恵那市長島町正家後田 1067-71)	130 km	1 m				恵那総合庁舎 (恵那市長島町正家後田 1067-71)	130 km	1 m			

揖斐川坂内測定局は、空間放射線量率（低線量・高線量）のほか、気象情報（風向風速・降水量等）も測定  
 その他の測定場所は、空間放射線量率（低線量）のみ測定  
 UPZ：放射線被ばくによる確率的影響のリスクをできる限り低減するため、緊急事態の状態により迅速に緊急防護措置を実施できるよう準備する区域（緊急防護措置準備区域）  
 原子力災害対策強化地域：県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、UPZに準じて対策を強化する区域

揖斐川坂内測定局は、空間放射線量率（低線量・高線量）のほか、気象情報（風向風速・降水量等）も測定  
 その他の測定場所は、空間放射線量率（低線量）のみ測定  
 UPZ：放射線被ばくによる確率的影響のリスクをできる限り低減するため、緊急事態の状態により迅速に緊急防護措置を実施できるよう準備する区域（緊急防護措置準備区域）  
 原子力災害対策強化地域：県が実施したシミュレーション結果を踏まえ、UPZに準じて対策を強化する区域

### 環境放射線モニタリングシステム

- ・東日本大震災前、文部科学省委託事業「環境放射能水準調査」（現在は原子力規制庁委託事業。以下「環境放射能水準調査」という。）として、保健環境研究所においてモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定を実施
- ・平成23年10月に県独自にモニタリングポスト3台を整備するとともに、モニタリングポストのデータを収集し、ホームページで公表する環境放射線モニタリングシステムを構築し、運用開始
- ・平成24年3月に放射能水準調査として、県内6カ所にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようなシステムを改修
- ・平成24年度に放射線監視ネットワークシステムとデータを共有し、ホームページ公表機能を放射線監視ネットワークシステムに移行
- ・平成25年度に放射性物質の拡散予測に基づき関ヶ原町にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようなシステムを改修



### 環境放射線モニタリングシステム

- ・東日本大震災前、文部科学省委託事業「環境放射能水準調査」（現在は原子力規制庁委託事業。以下「環境放射能水準調査」という。）として、保健環境研究所においてモニタリングポストによる空間放射線量の連続測定を実施
- ・平成23年10月に県独自にモニタリングポスト3台を整備するとともに、モニタリングポストのデータを収集し、ホームページで公表する環境放射線モニタリングシステムを構築し、運用開始
- ・平成24年3月に放射能水準調査として、県内6カ所にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようなシステムを改修
- ・平成24年度に放射線監視ネットワークシステムとデータを共有し、ホームページ公表機能を放射線監視ネットワークシステムに移行
- ・平成25年度に放射性物質の拡散予測に基づき関ヶ原町にモニタリングポストを整備するとともに、データを収集・公表できるようなシステムを改修



### 放射線監視ネットワークシステム

- ・原子力発電所等から概ね30km圏内がUPZとされ、岐阜県でも揖斐川町の一部をUPZに設定
- ・平成24年度にUPZ内に設置した揖斐川坂内測定局のほか、県内の全モニタリングポストの測定データを収集し、公表する放射線監視ネットワークシステムを構築し、運用開始
- ・平成25年度に新設した関ヶ原測定局のデータを収集、公表できるようにシステムを改修



### 放射線監視ネットワークシステム

- ・原子力発電所等から概ね30km圏内がUPZとされ、岐阜県でも揖斐川町の一部をUPZに設定
- ・平成24年度にUPZ内に設置した揖斐川坂内測定局のほか、県内の全モニタリングポストの測定データを収集し、公表する放射線監視ネットワークシステムを構築し、運用開始
- ・平成25年度に新設した関ヶ原測定局のデータを収集、公表できるようにシステムを改修
- ・令和元年度に揖斐川坂内測定局に大気モニタ及びサンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラを整備するとともに、データを収集・公表できるようにシステムを改修



### 2) 可搬型サーベイメータによる測定 (略)

平成30年3月現在

測定場所	測定方法	測定頻度
保健環境研究所敷地内 (各務原市那加不動丘1-1)	地上1m高において午前10時に約30秒間 隔で5回計測し、その平均値を算出	月1回

### 2) 可搬型サーベイメータによる測定 (略)

令和3年4月現在

測定場所	測定方法	測定頻度
保健環境研究所敷地内 (各務原市那加不動丘1-1)	地上1m高において午前10時に約30秒間 隔で5回計測し、その平均値を算出	月1回

(2) 環境試料中の放射性核種濃度

1) 環境放射能水準調査【環境管理課】  
(略)

平成 30 年 3 月現在

調査対象	採取地点	測定頻度	測定方法
降下物	各務原市 (保健環境研究所)	月 1 回	ゲルマニウム半 導体検出器を用 いるガンマ線ス ペクトロメトリ ーにより測定
水道水 (蛇口水)	各務原市 (保健環境研究所)	年 1 回	
大気浮遊粉じん	各務原市 (保健環境研究所)	年 4 回	
土壌 (0-5cm, 5-20cm)	岐阜市	年 1 回	
精米	岐阜市	年 1 回	
野菜 (葉菜類, 根菜類)	各務原市	年 1 回	
茶	池田町、白川町	年 1 回	
牛乳	羽島市	年 1 回	

2) 水道水【薬務水道課、水道企業課】  
(略)

< 県内 5 水系測定 >

平成 30 年 3 月現在

測定水系	測定対象	測定機関	測定頻度	測定方法
木曾川水系	中津川浄水場 (中津川市)	東部広域水道事務所 山之上浄水場 (美濃加茂市山之上町 2500)	年 4 回	ゲルマニウム 半導体検出器 を用いるガン マ線スペクト ロメトリーに より測定
	川合浄水場 (可児市)			
飛騨川水系	山之上浄水場 (美濃加茂市)			
長良川水系	鏡岩水源地 (岐阜市)	保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)		
揖斐川水系	脛永公民館 (揖斐川町)			
神通川水系	上野浄水場 (高山市)			

3) 県内産農産物等【農政課、農産園芸課、畜産課、里川振興課、県産材流通課】

測定の対象とする農産物等及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め※、放射性核種濃度 (セシウム 134、137) の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公表する。

※ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力対策本部) を参考に毎年度作成

3 緊急時モニタリングの目的  
(略)

4 緊急時モニタリング等の体制

(1) 事態区分ごとの体制

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを行うために、国は、施設敷地緊急事態において、発災した原子力施設の立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター (EMC) を設置する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携し、必要に応じて補い合う。関係指定公共機関は、専門機関とし

(2) 環境試料中の放射性核種濃度

1) 環境放射能水準調査【環境管理課】  
(略)

令和 3 年 4 月現在

調査対象	採取地点	測定頻度	測定方法
降下物	各務原市 (保健環境研究所)	月 1 回	ゲルマニウム半 導体検出器を用 いるガンマ線ス ペクトロメトリ ーにより測定
水道水 (蛇口水)	各務原市 (保健環境研究所)	年 1 回	
大気浮遊粉じん	各務原市 (保健環境研究所)	年 4 回	
土壌 (0-5cm, 5-20cm)	岐阜市	年 1 回	
精米	岐阜市	年 1 回	
野菜 (葉菜類, 根菜類)	各務原市	年 1 回	
茶	池田町、白川町	年 1 回	
牛乳	羽島市	年 1 回	

2) 水道水【薬務水道課、水道企業課】  
(略)

< 県内 5 水系測定 >

令和 3 年 3 月現在

測定水系	測定対象	測定機関	測定頻度	測定方法
木曾川水系	中津川浄水場 (中津川市)	東部広域水道事務所 山之上浄水場 (美濃加茂市山之上町 2500)	年 4 回	ゲルマニウム 半導体検出器 を用いるガン マ線スペクト ロメトリーに より測定
	川合浄水場 (可児市)			
飛騨川水系	山之上浄水場 (美濃加茂市)			
長良川水系	鏡岩水源地 (岐阜市)	保健環境研究所 (各務原市那加不動丘 1-1)		
揖斐川水系	脛永公民館 (揖斐川町)			
神通川水系	上野浄水場 (高山市)			

3) 県内産農産物等【農政課、農産園芸課、畜産振興課、里川振興課、県産材流通課】

測定の対象とする農産物等及び測定の時期について、年度ごとに計画を定め※、放射性核種濃度 (セシウム 134、137) の測定を行うとともに、測定データをホームページ等で公表する。

※ 食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力対策本部) を参考に毎年度作成

3 緊急時モニタリングの目的  
(略)

4 緊急時モニタリング等の体制

(1) 事態区分ごとの体制

国、地方公共団体及び原子力事業者が連携して緊急時モニタリングを行うために、国は、施設敷地緊急事態において、発災した原子力施設の立地地域に緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンター (EMC) を設置する。

緊急時モニタリングの実施にあたっては、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら連携し、必要に応じて補い合う。関係指定公共機関は、専門機関として緊

て緊急時モニタリングを支援する。

また、県は災害対策本部等に緊急時モニタリングチームを設置し、EMCと連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて県独自のモニタリング（以下「独自モニタリング」という。）を実施する。

なお、実施体制については、指針で規定する事態区分ごとに以下のとおりである。

	緊急時モニタリング等の体制	
	国（EMC）	岐阜県
<b>【情報収集事態】</b> ・福井県敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町、石川県志賀町又は静岡県御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき		<b>■情報収集体制</b> ・平常時モニタリングを継続  <b>【参集要員】</b> 環境管理課1名
<b>【警戒事態】</b> ○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ・福井県敦賀市又は美浜町で震度6弱以上の地震が発生したとき ・福井県で大津波警報が発表されたとき ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	○緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置準備	<b>■原子力災害警戒体制</b> ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 ・EMCへの要員派遣の準備  <b>【参集要員】</b> 環境管理課3名 （うち1名はEMC派遣要員） 揖斐県事務所2名
○福井県（敦賀市又は美浜町を除く）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む。）が発生した旨の通報があったとき ・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町又は静岡県御前崎市で震度6弱以上の地震が発生したとき ・福井県おおい町、高浜町、石川県志賀町又は静岡県御前崎市を含む津波予報区（福井県、石川県能登又は静岡県）で大津波警報が発表されたとき 等	○緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置準備	○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備  <b>【参集要員】</b> 環境管理課2名
<b>【施設敷地緊急事態】</b> ○福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の	○EMCの設置 ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリングの実	<b>■原子力災害警戒本部体制</b> ○緊急時モニタリングチームの設置 ・EMCへの要員派遣 ・EMCの一員として緊急時モニタリングを実施

急時モニタリングを支援する。

また、県は災害対策本部等に緊急時モニタリングチームを設置し、EMCと連携して緊急時モニタリングを実施するとともに、これに支障のない範囲で必要に応じて県独自のモニタリング（以下「独自モニタリング」という。）を実施する。

なお、実施体制については、指針で規定する事態区分ごとに以下のとおりである。

	緊急時モニタリング等の体制	
	国（EMC）	岐阜県
<b>【情報収集事態】</b> ・近県（福井県、石川県、静岡県）の原子力事業所の立地市町で震度5弱、5強の地震が発生したとき ※ 上記の市町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。（この場合は警戒事態に該当）		<b>■情報収集体制</b> ・平常時モニタリングを継続  <b>【参集要員】</b> 環境管理課1名
<b>【警戒事態】</b> ○近県に所在する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ・立地市町村において震度6弱以上の地震が発生したとき ・立地市町村沿岸を含む津波予報区における大津波警報が発表されたとき ・原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき ・使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき 等	○緊急時モニタリングセンター（EMC）の設置準備	<b>■原子力災害警戒体制</b> □福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 ・EMCへの要員派遣の準備 <b>【参集要員】</b> 環境管理課3名 （うち1名はEMC派遣要員） 揖斐県事務所2名  □福井県（敦賀市又は美浜町を除く）、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき ○災害情報集約センターの設置 ・緊急時モニタリングの準備 <b>【参集要員】</b> 環境管理課2名
<b>【施設敷地緊急事態】</b> ○近県に所在する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の	○EMCの設置 ・緊急時モニタリングの詳細の決定 ・緊急時モニタリングの実	<b>■原子力災害警戒本部体制</b> □福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報が

<p>作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧注水するものによる注水が直ちにできないとき</li> <li>全交流電源を喪失したとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき 等</li> </ul> <p>○知事が必要と認めたとき</p>	<p>施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認</li> <li>緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供</li> <li>緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案及び意見</li> <li>国が直接実施する緊急時モニタリング(航空機モニタリング等)に係る現地調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施</li> </ul> <p>【参集要員】</p> <p>(2) 緊急時モニタリングチームの体制のとおり</p>	<p>作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧注水するものによる注水が直ちにできないとき</li> <li>全交流電源を喪失したとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき 等</li> </ul> <p>○知事が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリング結果の取りまとめ及び妥当性の確認</li> <li>緊急時モニタリング結果の評価に資する情報の提供</li> <li>緊急時モニタリング実施計画の改訂案への提案及び意見</li> <li>国が直接実施する緊急時モニタリング(航空機モニタリング等)に係る現地調整</li> </ul>	<p><b>あったとき</b></p> <p>○緊急時モニタリングチームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCへの要員派遣</li> <li>EMCの一員として緊急時モニタリングを実施</li> <li>EMCの活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施</li> </ul> <p><b>福井県(敦賀市又は美浜町を除く)、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったとき</b></p> <p>○緊急時モニタリングチームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて独自モニタリングを実施</li> </ul> <p>【参集要員】</p> <p>(2) 緊急時モニタリングチームの体制のとおり</p>
<p>【全面緊急事態】</p> <p>○県の地域の一部が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</p> <p>○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき</li> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき</li> <li>全ての非常用直流電源を喪失したとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき</li> <li>原子力事業所の区域の境界付近において毎</li> </ul>	<p>※ 施設敷地緊急事態に同じ</p> <p>(EMCの構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国(原子力規制庁)</li> <li>岐阜県</li> <li>福井県、滋賀県</li> <li>原子力事業者*</li> <li>関係指定公共機関(国研)日本原子力研究開発機構(国研)量子科学技術研究開発機構</li> <li>その他</li> </ul> <p>※ 原子力事業者は事故が発生した施設の原子力事業者を指す。それ以外の原子力事業者は、原子力規制委員会が作成する動員計画に基づき参画する。</p>	<p>■災害対策本部体制</p> <p>※ 施設敷地緊急事態に同じ</p>	<p>【全面緊急事態】</p> <p>○県の地域の一部が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</p> <p>○県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、福井県敦賀市又は美浜町に立地する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止させることができないとき</li> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合又は蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき</li> <li>全ての非常用直流電源を喪失したとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が、照射済燃料集合体の頂部から上方2mの水位まで低下したとき</li> <li>原子力事業所の区域の境界付近において毎</li> </ul>	<p>※ 施設敷地緊急事態に同じ</p> <p>(EMCの構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国(原子力規制庁)</li> <li>岐阜県</li> <li>福井県、滋賀県</li> <li>原子力事業者*</li> <li>関係指定公共機関(国研)日本原子力研究開発機構(国研)量子科学技術研究開発機構</li> <li>その他</li> </ul> <p>※ 原子力事業者は事故が発生した施設の原子力事業者を指す。それ以外の原子力事業者は、原子力規制委員会が作成する動員計画に基づき参画する。</p>	<p>■災害対策本部体制</p> <p>※ 施設敷地緊急事態に同じ</p>

時5  $\mu$ Sv 以上の放射線量が検出されたとき  
等  
○知事が必要と認めたとき

(2) 緊急時モニタリングチームの体制

1) 組織及び各担当の役割

(略)

2) 要員

標準的な緊急時モニタリングチームの要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

担当名	所属	人数	設置場所
企画調整担当	○環境管理課 3名 <sup>※1</sup>	5名	環境管理課
	危機管理部 2名		
情報収集管理担当	○環境管理課 2名 <sup>※1</sup>	7名	環境管理課
	生活衛生課 1名		
	薬務水道課 1名		
	農政課 1名		
	県産材流通課 1名		
	水道企業課 1名		
測定分析担当 [測定・採取班] (空間放射線量率計測等)	岐阜地域環境室 6名	42名 <sup>※2</sup>	各現地機関
	西濃県事務所 8名		
	揖斐県事務所 6名		
	可茂県事務所 4名		
	中濃県事務所 6名		
	東濃県事務所 2名		
	恵那県事務所 4名		
	飛騨県事務所 6名		
測定分析担当 [分析班] (環境試料検査等)	保健環境研究所 他	状況に応じて 設定	

※1 所属欄の「○」は、緊急時モニタリングチームの担当の統括を示す。

※2 空間放射線量率の定点モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制、環境試料の採取は、1班2名、合計2班4名体制(西濃、揖斐県事務所)を想定  
その他、必要に応じて市町村へ協力を要請

(3) EMCの体制

(略)

5 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

人事異動等の状況を反映させた県内のモニタリング要員のリストを作成し、常に最新の状況に保つとともに、モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

時5  $\mu$ Sv 以上の放射線量が検出されたとき  
等  
○知事が必要と認めたとき

※ 福井県(敦賀市及び美浜町を除く。)、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったときは、EMCへの参集は不要

(2) 緊急時モニタリングチームの体制

1) 組織及び各担当の役割

(略)

2) 要員

標準的な緊急時モニタリングチームの要員を以下のとおりとし、必要に応じて更新する。

担当名	所属	人数	設置場所
企画調整担当	○環境管理課 3名 <sup>※1</sup>	4名	環境管理課
	危機管理部 1名		
情報収集管理担当	○環境管理課 2名 <sup>※1</sup>	7名	環境管理課
	生活衛生課 1名		
	薬務水道課 1名		
	農政課 1名		
	県産材流通課 1名		
	水道企業課 1名		
測定分析担当 [測定・採取班] (空間放射線量率計測等)	岐阜地域環境室 6名	42名 <sup>※2</sup>	各現地機関
	西濃県事務所 8名		
	揖斐県事務所 6名		
	可茂県事務所 4名		
	中濃県事務所 6名		
	東濃県事務所 2名		
	恵那県事務所 4名		
	飛騨県事務所 6名		
測定分析担当 [分析班] (環境試料検査等)	保健環境研究所 他	状況に応じて 設定	

※1 所属欄の「○」は、緊急時モニタリングチームの担当の統括を示す。

※2 空間放射線量率の定点モニタリングは、1ルート1班2名、合計19班38名体制、環境試料の採取は、1班2名、合計2班4名体制(西濃、揖斐県事務所)を想定  
その他、必要に応じて市町村へ協力を要請

(3) EMCの体制

(略)

5 緊急時モニタリング等の体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

人事異動等の状況を反映させた県内のモニタリング要員のリストを作成し、常に最新の状況に保つとともに、モニタリング要員に対して、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を行う。

(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理

1) モニタリング資機材等の配備

緊急時モニタリングに使用する空間放射線量率や環境試料の放射性核種濃度を測定する設備・機器等の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行う。

なお、モニタリング資機材等の配備状況は、以下のとおりである。

ア モニタリングポスト等（平成30年3月現在）

機器名	配備先											合計	
	防災交流センター	保健環境研究所	西濃総合庁舎	関ヶ原町役場	揖斐総合庁舎	揖斐川坂内測定局	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	郡上総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎		飛騨総合庁舎
①固定型モニタリングポスト（低線量）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②固定型モニタリングポスト（高線量）						1							1
③可搬型モニタリングポスト					1								1

イ 可搬型放射線測定機器、通信機器等（平成30年3月現在）

機器名	配備先											合計	
	本庁	防災交流センター	保健環境研究所	西濃総合庁舎	揖斐総合庁舎	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	郡上総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛騨総合庁舎		揖斐川町
①NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ（空間放射線量率測定用）	3		1	3	2	2	2	1	1	2	3		20
②放射性ヨウ素サンブラ				1	1								2
③NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ（放射性ヨウ素簡易測定用）				1	1								2
④ラミセス端末（ノートPC型）	2												2
⑤ラミセス屋外端末（タブレット型）				1	2								3
⑥普及啓発用NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ（空間放射線量率測定用）		1		1	1							7	10
⑦普及啓発用電離箱式サーベイメータ		1		1	1							7	10

(2) モニタリング資機材等の配備・維持管理

1) モニタリング資機材等の配備

緊急時モニタリングに使用する空間放射線量率や環境試料の放射性核種濃度を測定する設備・機器等の配備にあたっては、シミュレーション結果及び県固有の地理的条件を踏まえ、県全域を対象とした配備に加え、UPZ及び対策強化地域へ重点配備を行う。

また、モニタリング資機材等の配備状況については、別に年度毎にとりまとめる。

※ ラミセス(屋外)端末：福井エリア4府県（福井県、京都府、滋賀県、岐阜県）が設置している固定モニタリングポスト等のデータの確認や定点モニタリング等の測定値を入力しシステム上への反映が可能なモニタリング情報共有システムの操作端末

ウ 環境試料中の放射性核種濃度の測定機器（平成30年3月現在）

ゲルマニウム半導体検出器：保健環境研究所4台

エ 防護資機材等（平成30年3月現在）

資機材名	配備先								合計
	本庁	西濃総合庁舎	揖斐総合庁舎※	可茂総合庁舎	中濃総合庁舎	東濃西部総合庁舎	恵那総合庁舎	飛騨総合庁舎	
①電子ポケット線量計	14	8	18	4	6	2	4	6	62
②防護服	84	112	152	56	84	28	56	84	656
③防護眼鏡	12	16	36	8	12	4	8	12	108
④防護マスク	84	112	152	56	84	28	56	84	656
⑤綿手袋	84	112	152	56	84	28	56	84	656
⑥ゴム手袋	12	16	36	8	12	4	8	12	108
⑦シューズカバー	84	112	152	56	84	28	56	84	656

※ 揖斐総合庁舎は、住民避難誘導用の資材を含む。  
 その他防災交流センターに予備の防護服等を配備

2) モニタリング資機材等の維持管理  
 (略)

(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備  
 (略)

2) モニタリング資機材等の維持管理  
 (略)

(3) モニタリングに必要な関連情報・資料の整備  
 (略)

6 緊急時の対応

(1) 初期対応段階のモニタリングの概要

初期対応段階のモニタリングは、O I Lに基づく防護措置の実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して行うこととしており、事態の進展に応じた活動の概要は以下のとおりである。

事態の進展		EMCの活動	緊急時モニタリングチームの活動
事態区分	事象の例		
情報収集 事態	福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震発生		<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>平常時モニタリングの継続</li> <li>モニタリングポスト等の稼働状況及び測定結果の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
警戒事態	福井県敦賀市又は美浜町で震度6弱又は震度6強の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報集約センターの設置</li> <li>要員参集、EMCへの要員派遣の準備</li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>可搬型モニタリングポストの設置</li> <li>EMCとの通信機器等の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
施設敷地 緊急事態 (原災法 10 条通報)	全交流電源喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの設置</li> <li>緊急時モニタリング実施計画の策定</li> <li>緊急時モニタリングの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングチームの設置</li> <li>要員参集、EMCへ要員を派遣</li> <li>緊急時モニタリングの開始</li> <li>可搬型モニタリングポストの設置（警戒事態を経ず施設敷地緊急事態となった場合等）</li> </ul>
全面緊急 事態 (原災法 15 条通報)	全ての非常用直 流電源の喪失	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> </ul>

6 緊急時の対応

(1) 初期対応段階のモニタリングの概要

初期対応段階のモニタリングは、O I Lに基づく防護措置の実施の判断に必要な項目のモニタリングを優先して行うこととしており、事態の進展に応じた活動の概要は以下のとおりである。

事態の進展		EMCの活動	緊急時モニタリングチームの活動
事態区分	事象の例		
情報収集 事態	近県（福井県、石川県、静岡県）の原子力事業所の立地市町で震度5弱、5強の地震が発生したとき		<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>平常時モニタリングの継続</li> <li>モニタリングポスト等の稼働状況及び測定結果の確認 ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
警戒事態	近県に所在する原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の通報があったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害情報集約センターの設置</li> <li>要員参集、EMCへの要員派遣の準備<sup>※1</sup></li> <li>緊急時モニタリングの準備</li> <li>EMCとの通信機器等の確認<sup>※1</sup> ⇒ 異常時は修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡（以降同様）</li> </ul>
施設敷地 緊急事態 (原災法 10 条通報)	近県に所在する原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・県知事が必要と認められたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの設置</li> <li>緊急時モニタリング実施計画の策定</li> <li>緊急時モニタリングの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングチームの設置</li> <li>要員参集、EMCへ要員を派遣</li> <li>緊急時モニタリングの開始</li> </ul>
全面緊急 事態 (原災法 15 条通報)	県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき ・県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があったとき ・県知事が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定点モニタリング、走行サーベイ等の実施準備</li> </ul>

放射性物質の放出	・ U P Z 内の水源から供給される飲料水(蛇口水)の採取 <sup>※1</sup> ・分析の実施	・ EMC の活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施
放射性物質放出の停止	・ 定点モニタリング、走行サーベイの実施 ・ 大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実施 ・ 環境試料の採取・分析の実施 ・ U P Z 外の航空機モニタリングの実施 <sup>※2</sup>	定点モニタリング、走行サーベイの実施 大気中放射性ヨウ素の試料採取・分析の実施 環境試料の採取・分析の実施
		<0.5 μSv/h 超の地域> ・ 飲食物の採取・分析の実施状況の把握、情報収集

※1 飲料水(蛇口水)の採取は、揖斐川町が実施(県から揖斐川町へ指示)

※2 U P Z 外の航空機モニタリングについては、国が実施

(2) 情報収集事態発生時の対応

情報収集事態は、原子力施設からの放射性物質の放出の有無を確認する段階であり、平常時のモニタリングを継続する。なお、県、福井県、滋賀県、京都府及び原子力規制庁においてモニタリング情報を一元的に共有するモニタリング情報共有システム<sup>1</sup>の他、岐阜県環境放射線モニタリングシステム、岐阜県放射線ネットワークシステム<sup>2</sup>の各システム(以下「放射線関係システム」という。)や固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

情報収集事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

参集要員の業務(環境管理課:1名)

- ・ 危機管理政策課原子力防災室(勤務時間外は宿日直者)から電話連絡を受け、環境管理課に参集
- ・ 平常時モニタリングの継続
- ・ 放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により機器の異常が確認された場合には、直ちに維持管理業者に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡

測定局	システム	維持管理業者等
揖斐川坂内測定局	岐阜県放射線監視ネットワークシステム	(株)日立製作所 中部支社
上記以外 11 モニタリングポスト	岐阜県環境放射線モニタリングシステム	(株)日立製作所 ヘルスケア名古屋分析システム営業所
—	モニタリング情報共有システム	(公財)原子力安全技術センター
可搬型モニタリングポスト	モニタリング情報共有システム	(株)日立製作所 中部支社

- ・ 揖斐川坂内測定局の異常が確認され、その速やかな機能回復が困難な場合には、測定局近傍に可搬型モニタリングポストを設置するよう揖斐県事務所に指示
- ・ 揖斐川坂内測定局への電気の供給が停止し自家発電装置が作動している場合には、運転時間に応じて燃料(軽油)

放射性物質の放出	・ 大気中放射性物質濃度の測定の実施 ・ U P Z 内の水源から供給される飲料水(蛇口水)の採取 <sup>※2</sup> ・分析の実施	・ 大気中放射性物質濃度の測定の実施
放射性物質放出の停止	・ 定点モニタリング、走行サーベイの実施 ・ 環境試料の採取・分析の実施 ・ U P Z 外の航空機モニタリングの実施 <sup>※3</sup>	EMC の活動に支障のない範囲で必要に応じて独自モニタリングを実施 定点モニタリング、走行サーベイの実施 環境試料の採取・分析の実施
		<0.5 μSv/h 超の地域> ・ 飲食物の採取・分析の実施状況の把握、情報収集

※1 福井県(敦賀市及び美浜町を除く。)、石川県又は静岡県に立地する原子力事業所において警戒事態に該当する事象(該当する自然災害を含む)が発生した旨の通報があったときは、EMC への参集は不要

※2 飲料水(蛇口水)の採取は、揖斐川町が実施(県から揖斐川町へ指示)

※3 U P Z 外の航空機モニタリングについては、国が実施

(2) 情報収集事態発生時の対応

情報収集事態は、原子力施設からの放射性物質の放出の有無を確認する段階であり、平常時のモニタリングを継続する。なお、県、福井県、滋賀県、京都府及び原子力規制庁においてモニタリング情報を一元的に共有するモニタリング情報共有システム<sup>1</sup>の他、岐阜県環境放射線モニタリングシステム、岐阜県放射線ネットワークシステム<sup>2</sup>の各システム(以下「放射線関係システム」という。)や固定型モニタリングポスト等に自然災害等の影響による異常がある場合には、代替機の設置又は修理等の必要な対応をとる。

情報収集事態発生時の参集要員及び業務については、以下のとおりである。

参集要員の業務(環境管理課:1名)

- ・ 危機管理政策課原子力防災室(勤務時間外は宿日直者)から電話連絡を受け、環境管理課に参集
- ・ 平常時モニタリングの継続
- ・ 放射線関係システム及び固定型モニタリングポスト等の稼働状況を確認し、自然災害等の影響により機器の異常が確認された場合には、直ちに維持管理業者に修理等を依頼するとともに原子力規制庁へ連絡

測定局	システム	維持管理業者等
揖斐川坂内測定局	岐阜県放射線監視ネットワークシステム	(株)日立製作所 中部支社
上記以外 11 モニタリングポスト	岐阜県環境放射線モニタリングシステム	(株)日立製作所 ヘルスケア名古屋営業所
—	モニタリング情報共有システム	(公財)原子力安全技術センター
可搬型モニタリングポスト	モニタリング情報共有システム	(株)日立製作所 ヘルスケア名古屋営業所

- ・ 揖斐川坂内測定局の異常が確認され、その速やかな機能回復が困難な場合には、測定局近傍に可搬型モニタリングポストを設置するよう揖斐県事務所に指示
- ・ 揖斐川坂内測定局への電気の供給が停止し自家発電装置が作動している場合には、運転時間に応じて燃料(軽油)

の補給又は測定局近傍への可搬型モニタリングポストの設置を揖斐県事務所に指示 (燃料タンク満容量 (70 L) での連続運転可能時間: 約 2.4 時間)

- ・県内の空間放射線量率の測定値のほか、モニタリング情報共有システムにより福井県及び滋賀県における測定値を確認するとともに、可搬型モニタリングポストを設置した場合には、その測定値がモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認

モニタリング情報共有システム(ラムセス:RAMISES)

- ・原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生した場合に備え、福井エリア 4 府県 (福井県、京都府、滋賀県、岐阜県) が実施しているモニタリングのデータを国及び 4 府県で共有
- ・平成 26 年度に国がモニタリング情報共有システムを構築し、福井エリアで導入



(3) 警戒事態発生時の対応 (略)

(4) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応 (略)

1) 緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等  
ア 空間放射線量率 (略)

イ 大気中放射性ヨウ素濃度 (簡易測定)

全面緊急事態に至った場合、以下の候補地点から採取場所を選定のうえ、放射性ヨウ素サンプラを用いて試料を採取し、NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ (TCS-172B) で簡易測定を行う。

設置候補場所	所在地	敦賀原発からの距離
揖斐川坂内測定局	揖斐川町坂内川上 873	34 km
揖斐川町坂内振興事務所	揖斐川町坂内広瀬 924	39 km
揖斐川町春日振興事務所	揖斐川町春日六合 3080	52 km
揖斐総合庁舎	揖斐川町上南方 1-1	58 km
関ヶ原町役場	関ヶ原町大字関ヶ原 894-58	59 km
池田町役場	池田町六之井 1468-1	61 km
垂井町役場	垂井町 1532-1	62 km
大垣市上石津地域事務所	大垣市上石津町上原 1380	66 km
西濃総合庁舎	大垣市江崎町 422-3	70 km

の補給又は測定局近傍への可搬型モニタリングポストの設置を揖斐県事務所に指示 (燃料タンク満容量 (19.8 L) での連続運転可能時間: 約 7.3 時間)

- ・県内の空間放射線量率の測定値のほか、モニタリング情報共有システムにより福井県及び滋賀県における測定値を確認するとともに、可搬型モニタリングポストを設置した場合には、その測定値がモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認

モニタリング情報共有システム(ラムセス:RAMISES)

- ・原子力発電所等の原子力施設で事故等が発生した場合に備え、福井エリア 4 府県 (福井県、京都府、滋賀県、岐阜県) が実施しているモニタリングのデータを国及び 4 府県で共有
- ・平成 26 年度に国がモニタリング情報共有システムを構築し、福井エリアで導入



(3) 警戒事態発生時の対応 (略)

(4) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の対応 (略)

1) 緊急時モニタリングの測定項目、測定場所等  
ア 空間放射線量率 (略)

イ 大気中の放射性物質の濃度の測定

① 大気中の全β放射能

大気中の放射性物質の濃度の時間的な変化を把握するため、揖斐川坂内測定局の大気モニタで全β放射能の測定を行う。大気モニタは、緊急時モニタリング実施計画に基づき遠隔操作で起動・停止させる。大気中の放射性物質をちり等と供にろ紙上に捕集し、10分毎に全β放射能の測定を行う。

② 大気中の放射性ヨウ素濃度

被ばく評価に資するために、揖斐川坂内測定局のサンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラで大気中の放射性ヨウ素の採取を行う。

サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラは、緊急時モニタリング実施計画に基づき遠隔操作で起動・停止させる。起動後、大気を一定時間 (6時間程度) 捕集材に通過させることで、放射性ヨウ素を捕集し、自動で捕集材を交換することにより連続で採取を行う。採取後の捕集材については、回収しゲルマニウム半導体検出装置を用いて核種分析を行う。

ウ 環境試料中の放射性核種濃度  
(略)

③ O I L 6に基づく飲食物中の放射性核種濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間放射線量率が 0.5 μSv/h を超える地域においては、「原子力災害対策マニュアル (平成 28 年 12 月 7 日：原子力防災会議幹事会)」に則って、飲食物の検査計画の策定、実施について厚生労働省・農林水産省等の関係省庁から県に要請があることとされており、関係各部・各班は検査計画を策定し、検査を実施する。緊急時モニタリングチームは、その実施状況の把握、情報収集を行う。

エ 気象項目  
(略)

2) 業務内容  
(略)

■緊急時モニタリングチーム要員の業務

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
施設敷地緊急事態に該当する事象の発生	【要員の参集状況の確認】 ・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 ・各要員参集状況を把握し、企画調整担当へ連絡 [様式1]	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 ・情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 ・情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]
EMC設置				
モニタリング実施計画の策定	・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【放射線関係システム等の稼働状況の確認】 ・放射線関係システム及びモニタリングポスト等の稼働状況を確認 ・異常発生時には、直ちに維持管理業者に連絡、状況を確認し、企画調整担当へ連絡		
	・モニタリング結果を災害情報集約センターへ報告 [様式8他] ・必要に応じてEMCへ報告 ・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【モニタリングポストの測定値等の監視、取りまとめ】 ・モニタリングポストの測定値、気象情報等を監視、定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8他] ・異常値と考えられる空間放射線量率の上昇等があった場合、直ちに機器の異常の有無を確認し、企画調整担当へ連絡 ※ 以降、継続して実施		
				【分析の準備】 ・環境試料を取り扱う前処理室や測定器等の汚染防止のため養生を実施

ウ 環境試料中の放射性核種濃度  
(略)

③ O I L 6に基づく飲食物中の放射性核種濃度

全面緊急事態に至り、外部への放射性物質の放出があり、空間放射線量率が 0.5 μSv/h を超える地域においては、「原子力災害対策マニュアル (令和 2 年 7 月 27 日：原子力防災会議幹事会)」に則って、飲食物の検査計画の策定、実施について厚生労働省・農林水産省等の関係省庁から県に要請があることとされており、関係各部・各班は検査計画を策定し、検査を実施する。緊急時モニタリングチームは、その実施状況の把握、情報収集を行う。

エ 気象項目  
(略)

2) 業務内容  
(略)

■緊急時モニタリングチーム要員の業務

(担当欄の上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

担当	企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当 [測定・採取班]	測定分析担当 [分析班]
	事態の進展	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡 [総括担当]	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡 [連絡担当] 情報収集管理G 情報共有システム等維持・管理班	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
施設敷地緊急事態に該当する事象の発生	【要員の参集状況の確認】 ・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、環境管理課に参集 ・各要員参集状況を把握し、企画調整担当へ連絡 [様式1]	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 ・情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]	・警戒事態の環境管理課参集要員から電話連絡を受け、各所属に参集 ・情報収集管理担当へ要員参集済みの旨、FAX及び電話で連絡 [様式1]
EMC設置				
モニタリング実施計画の策定	・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【放射線関係システム等の稼働状況の確認】 ・放射線関係システム及びモニタリングポスト等の稼働状況を確認 ・異常発生時には、直ちに維持管理業者に連絡、状況を確認し、企画調整担当へ連絡		
	・モニタリング結果を災害情報集約センターへ報告 [様式9他] ・必要に応じてEMCへ報告 ・異常の状況に応じて、災害情報集約センター及びEMCへ報告	【モニタリングポストの測定値等の監視、取りまとめ】 ・モニタリングポストの測定値、気象情報等を監視、定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式9他] ・異常値と考えられる空間放射線量率の上昇等があった場合、直ちに機器の異常の有無を確認し、企画調整担当へ連絡 ※ 以降、継続して実施		
				【分析の準備】 ・環境試料を取り扱う前処理室や測定器等の汚染防止のため養生を実施

全面緊急事態に該当する事象の発生 放射性物質の放出	<p>【可搬型モニタリングポストの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定・採取班（揖斐のみ）へ可搬型モニタリングポストの設置をFAX及び電話で指示〔様式2〕</li> <li>※ 警戒事態を経ず施設敷地緊急事態となった場合等を実施</li> <li>※ プルームの飛来がある場合には、状況に応じて指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型モニタリングポストがモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認し回答、企画調整担当へ設置完了の連絡</li> </ul>	<p>（揖斐のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、可搬型モニタリングポストを設置し、情報収集管理担当へ携帯電話で連絡</li> </ul>						
	<p>【UPZ内の飲料水の採取・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定・採取班へFAX及び電話で指示（気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記）〔様式3〕</li> <li>環境試料の分析項目、分析方法、分析の優先順位を分析班へFAX及び電話で指示〔様式3〕</li> </ul> <p>※ プルームの飛来がある場合には、必要に応じて飲料水（蛇口水）の採取のみ揖斐川町に指示し、検体の回収、分析については後日実施（別途指示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻を分析班へ連絡</li> <li>分析班の分析進捗状況を把握し、必要に応じて要員、分析場所の追加等を調整・検討、県での対応が困難な場合にはEMCへ要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付〔様式6-①②〕</li> <li>採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> <li>採取記録票の写しを測定・採取班に交付〔様式6-①〕</li> <li>搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成</li> <li>分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡〔様式6-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡〔様式8-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラを起動</li> <li>「放射線監視ネットワークシステム」に伝送・集約された大気モニタの測定結果を取りまとめ企画調整担当へ連絡〔様式8-④〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付〔様式6-①②〕</li> <li>採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡</li> <li>採取した環境試料を搬入し、採取記録票を添えて測定分析担当〔分析班〕へ引渡し〔様式6-①〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> <li>採取記録票の写しを測定分析担当〔測定・採取班〕へ引渡し〔様式6-①〕</li> <li>搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成</li> <li>分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡〔様式6-</li> </ul>
全面緊急事態に該当する事象の発生 放射性物質の放出	<p>【可搬型モニタリングポストの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定分析担当〔測定・採取班〕（揖斐のみ）へ可搬型モニタリングポストの設置をFAX及び電話で指示〔様式2〕</li> <li>※ プルームの飛来がある場合には、状況に応じて指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型モニタリングポストがモニタリング情報共有システムに反映されていることを確認し回答、企画調整担当へ設置完了の連絡</li> </ul>	<p>（揖斐のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、可搬型モニタリングポストを設置し、情報収集管理担当へ携帯電話で連絡</li> </ul>						
全面緊急事態に該当する事象の発生 放射性物質の放出	<p>【大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの起動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書に基づき、大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの起動を情報収集担当へ指示</li> </ul>								
全面緊急事態に該当する事象の発生 放射性物質の放出	<p>【UPZ内の飲料水の採取・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書及び作業手順書の内容を測定分析担当〔測定・採取班〕へFAX及び電話で指示（気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記）〔様式3〕</li> <li>環境試料の分析項目、分析方法、分析の優先順位を測定分析担当〔分析班〕へFAX及び電話で指示〔様式3〕</li> </ul> <p>※ プルームの飛来がある場合には、必要に応じて飲料水（蛇口水）の採取のみ揖斐川町に指示し、検体の回収、分析については後日実施（別途指示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻を測定分析担当〔分析班〕へ連絡</li> <li>測定分析担当〔分析班〕の分析進捗状況を把握し、必要に応じて要員、分析場所の追加等を調整・検討、県での対応が困難な場合にはEMCへ要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付〔様式6-①②〕</li> <li>採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> <li>採取記録票の写しを測定分析担当〔測定・採取班〕に交付〔様式6-①〕</li> <li>搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成</li> <li>分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡〔様式6-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡〔様式8-</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、大気モニタ、サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラを起動</li> <li>「放射線監視ネットワークシステム」に伝送・集約された大気モニタの測定結果を取りまとめ企画調整担当へ連絡〔様式8-④〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、環境試料の採取を実施、採取記録票等に記録、環境試料ラベルを検体に貼付〔様式6-①②〕</li> <li>採取完了後、直ちに採取状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡</li> <li>採取した環境試料を搬入し、採取記録票を添えて測定分析担当〔分析班〕へ引渡し〔様式6-①〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> <li>採取記録票の写しを測定分析担当〔測定・採取班〕へ引渡し〔様式6-①〕</li> <li>搬入された環境試料を指示書に従い前処理し、分析試料を作成</li> <li>分析試料中の放射性核種濃度の測定後、測定結果等の情報を取りまとめ、情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡〔様式6-</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果を災害情報集約センター、<b>薬務水道班</b>及びEMCへ報告 [様式8他]</li> </ul>	<p>調整担当へ連絡 [様式8、様式7-④]</p>		<p>び電話で連絡 [様式6-①]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定が終了した環境試料及び分析試料は、必要な期間、適切に保管、管理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果を災害情報集約センター、<b>薬務水道課</b>及びEMCへ報告 [様式9他]</li> </ul>	<p>③、様式9</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定が終了した環境試料及び分析試料は、必要な期間、適切に保管、管理</li> </ul>	
	<p>【空間放射線量率等の測定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書及び作業手順書の内容を<b>測定・採取班</b>へFAX及び電話で指示(気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式2]</li> <li>EMCの指示書の内容、県内の放射線の状況等を踏まえ、EMCの活動に支障とならない範囲で独自モニタリングを検討・立案し、<b>測定・採取班</b>へFAX及び電話で指示 [様式2]</li> </ul> <p>※ EMCからモニタリングの指示があった時点で、原則として県独自に県内全域の定点モニタリングを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果を災害情報集約センター及び飲食物検査を所管する関係各部・<b>各班</b>へ報告 [様式8他]</li> <li><b>必要に応じてEMCへ報告</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8、様式7-②③]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、サーベイメータによる測定、可搬型ヨウ素サンプラによる試料の採取、簡易測定を実施し、測定地点ごとに測定値等を携帯電話(西濃・揖斐はラミセス屋外端末でも可)で情報収集管理担当へ報告</li> <li>全地点の測定が終了し、帰庁後、測定値等をFAX及び電話で情報収集管理担当へ連絡 [様式4、5]</li> </ul>			<p>【空間放射線量率等の測定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書及び作業手順書の内容を<b>測定分析担当</b> [測定・採取班]へFAX及び電話で指示(気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式2]</li> <li>EMCの指示書の内容、県内の放射線の状況等を踏まえ、EMCの活動に支障とならない範囲で独自モニタリングを検討・立案し、<b>測定分析担当</b> [測定・採取班]へFAX及び電話で指示 [様式2]</li> <li>※ EMCからモニタリングの指示があった時点で、原則として県独自に県内全域の定点モニタリングを実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング結果をEMC、災害情報集約センター及び飲食物検査を所管する関係各部へ報告 [様式9他]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定結果をモニタリングポスト等の測定値とともに定時に取りまとめ企画調整担当へ連絡 [様式8-②、様式9]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、サーベイメータによる測定を実施し、測定地点ごとに測定値等を携帯電話(西濃・揖斐はラミセス端末でも可)で情報収集管理担当へ報告</li> <li>全地点の測定が終了し、帰庁後、測定値等をFAX及び電話で情報収集管理担当へ連絡 [様式5]</li> </ul>	
					<p>【サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラの捕集材の回収・分析】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCの指示書及び作業手順書の内容を<b>測定分析担当</b> [測定・回収班]へFAX及び電話で指示(気象情報、活動地域の空間放射線量率等、必要情報があれば付記) [様式4、様式7-②]</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻を測定分析担当 [分析班]へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>搬入予定時刻を企画調整担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示書に従い、捕集材の回収を実施し、回収記録票等に記録 [様式7-①]</li> <li>回収完了後、直ちに回収状況、搬入予定時刻を携帯電話で情報収集管理担当へ連絡</li> <li>回収した捕集材を搬入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析指示の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> <li>搬入予定時刻の電話の際、必要に応じて分析の進捗状況等を企画調整担当へ情報提供</li> </ul>	



<p>【モニタリング重点地域の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の環境放射線の状況、国が行う航空機モニタリング結果等を踏まえ、EMCと調整のうえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域（モニタリング重点地域）を決定</li> <li>モニタリング重点区域の決定について、災害情報集約センターへ報告</li> <li>EMCの指示に基づきモニタリング重点地域のモニタリングを実施</li> <li>※ <b>モニタリング</b>の実施手順は、【空間放射線量率等の測定】、【環境試料の採取・分析】と同様</li> </ul>					<p>【モニタリング重点地域の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の環境放射線の状況、国が行う航空機モニタリング結果等を踏まえ、EMCと調整のうえ、避難等の防護措置の要否の境界線となる地域（モニタリング重点地域）を決定</li> <li>モニタリング重点区域の決定について、災害情報集約センターへ報告</li> <li>EMCの指示に基づきモニタリング重点地域のモニタリングを実施</li> <li>※ <b>モニタリング</b>の実施手順は、【空間放射線量率等の測定】、【環境試料の採取・分析】と同様</li> </ul>				
<p>【モニタリング結果の再確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCから緊急時モニタリング結果の再確認の依頼があった場合、その内容を確認し、<b>測定・採取班</b>又は<b>分析班</b>へ内容をFAX及び電話で伝達</li> <li>再確認・再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、EMCへ報告</li> <li>必要に応じて災害情報集約センターへ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認結果を取りまとめ、企画調整担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>	<p>【モニタリング結果の再確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EMCから緊急時モニタリング結果の再確認の依頼があった場合、その内容を確認し、<b>測定・採取班</b>又は<b>測定分析担当</b>〔<b>分析班</b>〕へ内容をFAX及び電話で伝達</li> <li>再確認・再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、EMCへ報告</li> <li>必要に応じて災害情報集約センターへ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認結果を取りまとめ、企画調整担当へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再確認内容を確認し、測定結果の見直しを実施（必要に応じて事実確認や再解析等を実施）</li> <li>再確認結果を情報収集管理担当へFAX及び電話で連絡</li> </ul>

(5) モニタリング結果の確認及び公表  
(略)

(6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等  
1) 被ばく管理方法

放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急時モニタリング要員の具体的な被ばく管理方法は以下のとおりである。

なお、空間放射線量率測定及び環境試料の採取等の実施にあたっては、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

(上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当〔測定・採取班〕
測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班〔総括担当〕	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班〔連絡担当〕	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
<p>【個人被ばく線量の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある場所で活動する緊急時モニタリング要員に個人被ばく線量計を携行するよう指示〔様式2、3〕</li> <li>個人被ばく線量が、被ばく管理基準値を超過するおそれがある等、緊急時モニタリングの実施に支障がある要員がいる場合には、当該要員を緊急時モニタリング用務から外し、代替要員の確保を検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各要員の個人被ばく線量を取りまとめ、企画調整担当へ連絡〔様式10〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中の個人被ばく線量を測定し、業務終了後、情報収集管理担当に連絡〔様式9〕</li> </ul>

(5) モニタリング結果の確認及び公表  
(略)

(6) 緊急時モニタリング要員の被ばく管理等  
1) 被ばく管理方法

放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する緊急時モニタリング要員の具体的な被ばく管理方法は以下のとおりである。

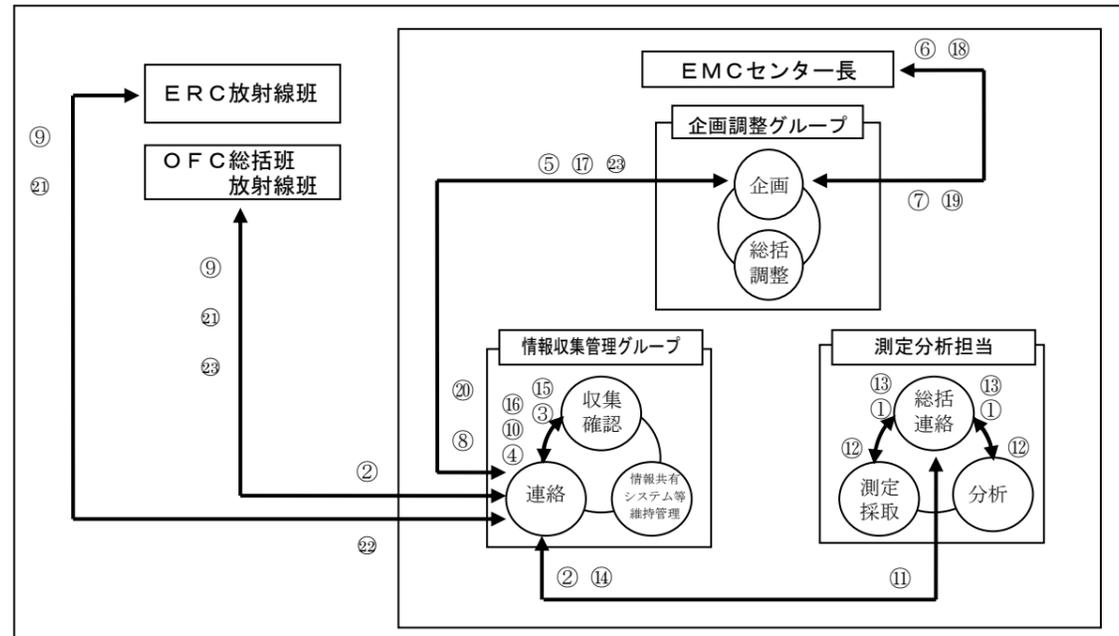
なお、空間放射線量率測定及び環境試料の採取等の実施にあたっては、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

(上段は緊急時モニタリングチーム、下段はEMCにおける担当を示す。)

企画調整担当	情報収集管理担当	測定分析担当〔測定・採取班〕
測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班〔総括担当〕	測定分析担当岐阜県G 総括・連絡班〔連絡担当〕	測定分析担当岐阜県G 測定・採取班
<p>【個人被ばく線量の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による被ばく又は汚染の可能性のある場所で活動する緊急時モニタリング要員に個人被ばく線量計を携行するよう指示〔様式2、3〕</li> <li>個人被ばく線量が、被ばく管理基準値を超過するおそれがある等、緊急時モニタリングの実施に支障がある要員がいる場合には、当該要員を緊急時モニタリング用務から外し、代替要員の確保を検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各要員の個人被ばく線量を取りまとめ、企画調整担当へ連絡〔様式11〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中の個人被ばく線量を測定し、業務終了後、情報収集管理担当に連絡〔様式10〕</li> </ul>

<p>【活動の中止、退避の指示等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の状況を踏まえ、緊急時モニタリング要員の安全確保が難しい状況に至った又はそのおそれがあると判断した場合は、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避を指示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整担当からの指示の他、自身の安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに活動を中止し、退避</li> </ul>	<p>【活動の中止、退避の指示等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地の状況を踏まえ、緊急時モニタリング要員の安全確保が難しい状況に至った又はそのおそれがあると判断した場合は、屋外で活動する緊急時モニタリング要員に対して活動の中止及び退避を指示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画調整担当からの指示の他、自身の安全の確保が難しいと判断した場合は、速やかに活動を中止し、退避</li> </ul>
<p>2) 被ばく管理基準 (略)</p> <p>3) 被ばく防止対策 (略)</p> <p>4) 機器の汚染防止対策 (略)</p> <p>(7) 通報がない状態において県のモニタリングポストで5 <math>\mu</math>Sv/h以上の数値を検知した場合の対応 (略)</p> <p>7 その他 (略)</p> <p>別紙1 緊急時モニタリング体制図 (略)</p> <p>別紙2-1 EMCの組織、各担当の役割 (略)</p>			<p>2) 被ばく管理基準 (略)</p> <p>3) 被ばく防止対策 (略)</p> <p>4) 機器の汚染防止対策 (略)</p> <p>(7) 通報がない状態において県のモニタリングポストで5 <math>\mu</math>Sv/h以上の数値を検知した場合の対応 (略)</p> <p>7 その他 (略)</p> <p>別紙1 緊急時モニタリング体制図 (略)</p> <p>別紙2-1 EMCの組織、各担当の役割 (略)</p>		

別紙2-3 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング結果収集等）



緊急時モニタリング結果の収集・確認

**測定分析担当 測定・採取班**

各測定地点の空間放射線量率の測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等又は電話を用いて測定結果を連絡し、次の測定地点へ移動する。  
すべての測定・採取が終了後、現地情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

**測定分析担当 分析班**

分析試料の放射性核種濃度測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等を用いて測定結果を送信し、次の測定を行う。  
すべての測定が終了後、測定に係る情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

①↓

**測定分析担当 総括・連絡班**

測定分析担当測定・採取班及び分析班から送付された関連情報を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

**OFC放射線班**

OFC各機能班から収集した現地情報（気象情報、プラント情報等）をまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

②↓

**情報収集管理グループ 連絡班**

測定分析担当 総括・連絡班から送付された関連情報及びOFC放射線班から送付された現地情報を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

③↓

**情報収集管理グループ 収集・確認班**

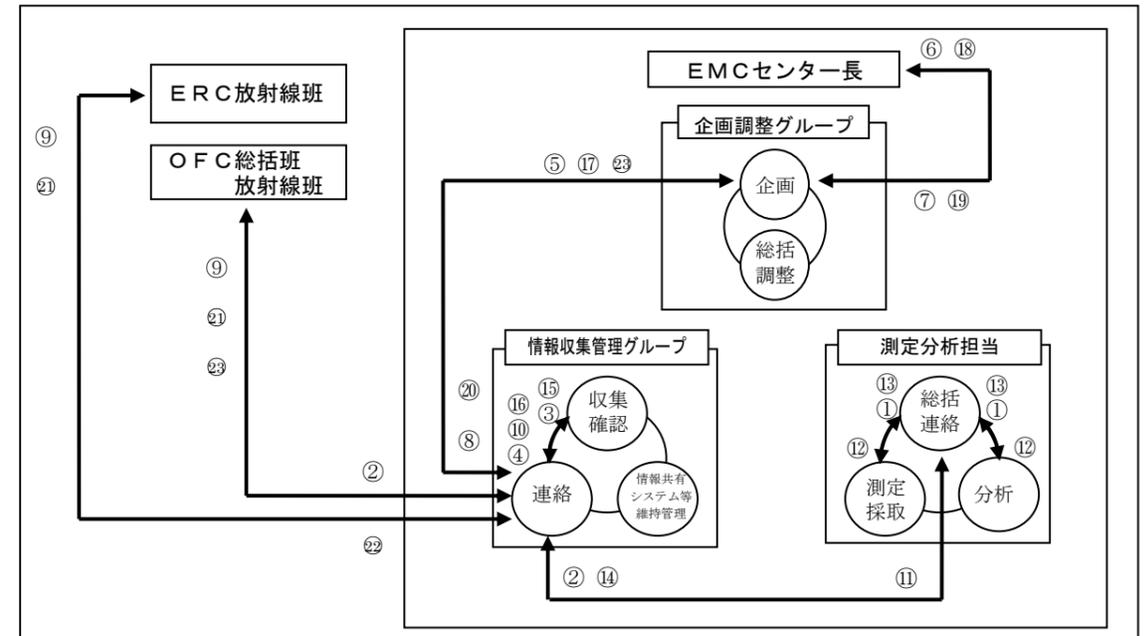
情報収集管理グループ収集・確認班は、関連情報、現地情報等を用いて測定器の故障の有無等を含めた妥当性確認を行う。  
妥当性確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

④↓

**情報収集管理グループ 連絡班**

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報、現地情報等を企画調整グループ企画班へ送付する。

別紙2-3 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（モニタリング結果収集等）



緊急時モニタリング結果の収集・確認

**測定分析担当 測定・採取班**

各測定地点の空間放射線量率の測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等又は電話を用いて測定結果を連絡し、次の測定地点へ移動する。  
すべての測定・採取が終了後、現地情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

**測定分析担当 分析班**

分析試料の放射性核種濃度測定が終了した時点で、速やかに情報共有システム等を用いて測定結果を送信し、次の測定を行う。  
すべての測定が終了後、測定に係る情報等を関連情報として取りまとめ、測定分析担当総括・連絡班へ送付する。

①↓

**測定分析担当 総括・連絡班**

測定分析担当測定・採取班及び分析班から送付された関連情報を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

**OFC放射線班**

OFC各機能班から収集した現地情報（気象情報、プラント情報等）をまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

②↓

**情報収集管理グループ 連絡班**

測定分析担当 総括・連絡班から送付された関連情報及びOFC放射線班から送付された現地情報を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。

③↓

**情報収集管理グループ 収集・確認班**

情報収集管理グループ収集・確認班は、関連情報、現地情報等を用いて測定器の故障の有無等を含めた妥当性確認を行う。  
妥当性確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。

④↓

**情報収集管理グループ 連絡班**

妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報、現地情報等を企画調整グループ企画班へ送付する。

<p>緊急時モニタリング結果の収集・確認</p>	<p>⑤↓  <b>企画調整グループ 企画班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、センター長へ送付する。</p> <p>⑥↓  <b>センター長</b>          企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、承認する。</p> <p>⑦↓  <b>企画調整グループ 企画班</b>          センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑧↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等をE R C放射線班及びO F C放射線班へ送付する。</p> <p>⑨↓  <b>O F C放射線班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を<b>所在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。</b></p>		<p>緊急時モニタリング結果の収集・確認</p> <p>⑤↓  <b>企画調整グループ 企画班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、センター長へ送付する。</p> <p>⑥↓  <b>センター長</b>          企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等を確認し、承認する。</p> <p>⑦↓  <b>企画調整グループ 企画班</b>          センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑧↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果及び関連情報、現地情報等をE R C放射線班及びO F C放射線班へ送付する。</p> <p>⑨↓  <b>O F C放射線班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を<b>確認する。</b></p>
<p>再調査の確認</p>	<p><b>情報収集管理グループ 収集・確認班</b>          測定分析担当の緊急時モニタリング結果に再確認の必要がある場合は、内容を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑩↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          情報収集管理グループ収集・確認班が取りまとめた緊急時モニタリング結果の再確認内容を測定分析担当総括・連絡班へ送付する。</p> <p>⑪↓  <b>測定分析担当 総括・連絡班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された再確認内容を確認し、測定・分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班へ内容を伝達する。</p> <p>⑫↓  <b>測定分析担当 測定・採取班又は分析班</b>          再確認内容を確認し現地で実施した空間放射線量率の測定結果又は分析試料の放射性核種濃度測定結果の見直しを行い、必要に応じて事実確認や再解析等を実施し、その結果を測定分析担当総括・連絡班へ送付する</p> <p>⑬↓  <b>測定分析担当 総括・連絡班</b>          測定分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班からの確認結果、再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑭↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた確認結果、再解析結果、その関連情報等を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。</p> <p>⑮↓  <b>情報収集管理グループ 収集・確認班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された確認結果、再解析結果、その関連情報等を用いて妥当性確認を行う。          妥当性を確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑯↓</p>		<p>再調査の確認</p> <p><b>情報収集管理グループ 収集・確認班</b>          測定分析担当の緊急時モニタリング結果に再確認の必要がある場合は、内容を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑩↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          情報収集管理グループ収集・確認班が取りまとめた緊急時モニタリング結果の再確認内容を測定分析担当総括・連絡班へ送付する。</p> <p>⑪↓  <b>測定分析担当 総括・連絡班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された再確認内容を確認し、測定・分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班へ内容を伝達する。</p> <p>⑫↓  <b>測定分析担当 測定・採取班又は分析班</b>          再確認内容を確認し現地で実施した空間放射線量率の測定結果又は分析試料の放射性核種濃度測定結果の見直しを行い、必要に応じて事実確認や再解析等を実施し、その結果を測定分析担当総括・連絡班へ送付する</p> <p>⑬↓  <b>測定分析担当 総括・連絡班</b>          測定分析担当測定・採取班又は測定分析担当分析班からの確認結果、再解析結果、その関連情報等を取りまとめ、情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑭↓  <b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          測定分析担当総括・連絡班が取りまとめた確認結果、再解析結果、その関連情報等を情報収集管理グループ収集・確認班へ送付する。</p> <p>⑮↓  <b>情報収集管理グループ 収集・確認班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された確認結果、再解析結果、その関連情報等を用いて妥当性確認を行う。          妥当性を確認した緊急時モニタリング結果及びその関連情報を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。</p> <p>⑯↓</p>

再調査の確認	<p><b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を企画調整グループ企画班へ送付する。          ⑰ ↓</p> <p><b>企画調整グループ 企画班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を確認し、センター長へ送付する。          ⑱ ↓</p> <p><b>センター長</b>          企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を確認し、承認する。          ⑲ ↓</p> <p><b>企画調整グループ 企画班</b>          センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。          ⑳ ↓</p> <p><b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果を測定結果として、その関連情報とともにE R C放射線班及びO F C放射線班へ送付する。          ㉑ ↓</p> <p><b>O F C放射線班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。</p>	再調査の確認	<p><b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          妥当性確認された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を企画調整グループ企画班へ送付する。          ⑰ ↓</p> <p><b>企画調整グループ 企画班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報を確認し、センター長へ送付する。          ⑱ ↓</p> <p><b>センター長</b>          企画調整グループ企画班から送付された緊急時モニタリング結果及びその関連情報等を確認し、承認する。          ⑲ ↓</p> <p><b>企画調整グループ 企画班</b>          センター長が承認した緊急時モニタリング結果等を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。          ⑳ ↓</p> <p><b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          企画調整グループ企画班からセンター長の承認を得られた緊急時モニタリング結果を測定結果として、その関連情報とともにE R C放射線班及びO F C放射線班へ送付する。          ㉑ ↓</p> <p><b>O F C放射線班</b>          情報収集管理グループ連絡班から送付された緊急時モニタリング結果及び関連情報等を所在都道府県及び関係周辺都道府県へ共有する。</p>
	緊急時モニタリング評価結果の共有		<p><b>E R C放射線班</b>          EMCからの緊急時モニタリング結果を受領し、緊急時モニタリング結果の評価を行う。<b>緊急時モニタリング評価結果</b>を情報収集管理グループ連絡班へ送付する。          ㉒ ↓</p> <p><b>情報収集管理グループ 連絡班</b>          E R C放射線班から緊急時モニタリング評価結果を受領後、緊急時モニタリング評価結果をEMC各グループ<b>およびO F C放射線班</b>へ共有する。          ㉓ ↓</p> <p><b>O F C放射線班</b>  <b>情報収集管理グループ連絡班</b>から送付された緊急時モニタリング結果及び評価結果を、O F C各機能班、<b>所在都道府県及び関係周辺都道府県</b>へ送付する。          また、合同対策協議会での説明資料を作成するとともに、同協議会において所在都道府県、関係周辺都道府県及び関係市町村へ緊急時モニタリング評価結果を説明する。</p>

別紙 2-4 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（安全管理等）  
 (略)

別紙 2-4 EMCによる緊急時モニタリング業務フロー図（安全管理等）  
 (略)